

セイエイ・エル・サンテグループ内部統制基本方針

当社（セイエイ・エル・サンテホールディング株式会社をいう。）及び当社グループ（当社及び当社子会社で構成される企業グループをいう。）は、次のとおり、当社グループの内部統制の基本方針を定める。

以下、「当社グループ子会社」とは当社子会社を指し、「取締役会」とは当社グループの各社取締役会、「取締役会等」は当社グループの各取締役会及び経営会議を指す。

1 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令及び社会倫理の遵守を当社グループ全ての取締役及び社員の行動規範とする。
- (2) 当社グループは、当社グループの役社員に対する法令、定款、企業理念に関する教育及び研修を実施する。
- (3) 当社は当社グループに対し、適切なコンプライアンス体制を整備させるとともに、不祥事件等に関する当社への報告体制を整備する。
- (4) 当社グループは、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織として毅然とした対応をとる。
- (5) 当社は、内部統制担当部署を設置し、当社グループにおける業務運営の適正性および法令・社内規程等の遵守状況について内部監査を行う。

2 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社グループは、取締役の業務執行の適切な分担を実施し、効率的な意思決定を図るものとする。
- (2) 当社グループ取締役は、権限、責任を組織権限規程等において定めるものとする。
- (3) 当社は、グループ経営会議を設置し、当社グループに関する重要な業務の執行及び経営上の重要事項を協議する。
- (4) 当社は、必要に応じて、当社グループ子会社に取締役又は監査役として人材を派遣し、適正な業務執行・意思決定及び監督・監査を実施する。

3 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社グループ取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録、重要な意思決定に関する文書等（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他取締役及び社員の職務の執行に係る重要な情報を保存及び管理する方法を定め、必要な体制を整備する。当社取締役、監査役及び当社の内部統制担当部署は、当社グループの次に掲げる文書等をその要請に基づき速やかに閲覧できる。
 - ① 株主総会議事録
 - ② 取締役会議事録
 - ③ その他の各種会議体の議事録
 - ④ 会計帳簿、計算書類
 - ⑤ 官公庁その他公的機関に提出した書類の写し
 - ⑥ 契約書等の重要な書類

- (2) 当社グループは、当社グループの全ての役社員が情報セキュリティの重要性を認識し、高い意識を保持できるよう、必要な教育、研修を実施する。
- (3) 当社グループ取締役は、関連する諸規程及び管理体制について、隨時、評価、見直しを行い、継続的に改善を図る。

4 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成・開示するために、必要な体制を整備する。
- (2) 当社の内部統制担当部署は、定期的に当社グループ子会社を監査することにより、当社の財務報告の信頼性を確保する。

5 リスク管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループ取締役は、事業上の重要なリスクに関しては、取締役会等においてこれを共有し、対応策を判断し管理を行う。
- (2) 業務執行におけるリスクは、当社グループ取締役が各自その対応について責任を持ち、重要なリスクについては、取締役会等において、分析・評価を行い、改善策を審議・決定するものとする。
- (3) 当社グループ取締役は、内部統制に係る開示すべき重要な情報を、取締役会等を通じ、監査役及びその他の関係者に対し、適切に伝達・共有する。

6 グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、当社グループ子会社の役職員と協力して、定期的に当社グループ子会社内部監査を実施し、重要な事項については、当社の取締役会等に報告する。
- (2) 当社グループは、当社グループの会社間における取引について、社会規範に照らして適切に行う。
- (3) 当社は、当社グループの内部統制体制の整備及び運営を行うにあたっての重要な事項に関する本基本方針及び基本規程等を定め、当社グループに周知するとともに、当社グループに事業特性等に応じた規程等を整備させる。

7 監査役の実効性確保するための体制

- (1) 当社グループ取締役は、重要事項発生時には、当社監査役に迅速に状況報告を行う。
- (2) 当社グループ取締役は当社グループ監査役から要求があった場合、当社グループ監査役と協議して監査業務を補助する社員を決定、取締役から独立して当社グループ監査役の指揮命令に従う。当社グループ取締役は、監査業務を補助したことにより当該社員が不利益な扱いを受けないよう配慮する。
- (3) 当社グループ監査役は、取締役会及び重要な会議に出席し、当社グループ各代表取締役及び業務執行を担当する各取締役より、隨時その担当する業務執行の報告を受ける。

8 制定・改廃

本基本方針の制定（改正及び廃止を含む。）は当社の取締役会が行う。

付 則

本規程は2022年6月17日に制定し、同日より実施する。

本規程は2025年8月19日に一部改正し、同日より実施する。

以上